

○ 岩手県警察職員生活相談実施要綱の制定について

(平成26年3月14日岩厚第67号警察本部長)

[沿革] 平成28年3月22日岩厚第63号

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

別添

岩手県警察職員生活相談実施要綱

1 目的

この要綱は、岩手県警察職員及びその家族（以下「警察職員等」という。）の不安や悩みを解決して、生活の安定の確保と健全化を図り、もって警察職員が安心して職務に専念することができるよう警察職員等に対する生活相談を取り扱う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

2 生活相談の意義

この要綱において生活相談とは、警察職員等の経済問題、家庭問題、健康問題その他公私にわたる問題に係る相談に対し、相互扶助と友愛の精神に立脚して、適切な助言、あっせん等を行うことをいう。

3 用語の定義

(1) 生活相談員

生活相談員とは、生活相談に従事する警察職員（非常勤職員を含む。）をいう。

(2) 部外相談員

部外相談員とは、警察職員以外の者であって、生活相談に従事する者をいう。

(3) 相談者

相談者とは、生活相談員又は部外相談員に対して生活相談を申し出た警察職員等をいう。

4 生活相談の対象

(1) 職場に関すること。

人間関係、勤務環境等に関すること。

(2) 私的な生活に関すること。

家族・親族、健康、育児・教育、介護、異性、住宅、金銭等に関すること。

5 生活相談の受理体制

(1) 生活相談に関する指導等を行うため、厚生課に生活相談室を設置し、必要な生活相談員を置くものとする。

(2) 生活相談室に置く生活相談員は、厚生課の福利厚生業務を担当する者及び健康管理

業務を担当する者をもって充てる。

- (3) 各所属に必要な生活相談員を置くものとし、その基準は次のとおりとする。

なお、職員定数には、警察学校の学生、臨時的任用職員及び非常勤職員は含まないものとする。

ア 職員定数30人未満の所属	1人以上
イ 職員定数30人以上50人未満の所属	2人以上
ウ 職員定数50人以上100人未満の所属	3人以上
エ 職員定数100人以上150人未満の所属	4人以上
オ 職員定数150人以上の所属	5人以上

6 生活相談員の指名及び解除

- (1) 所属の生活相談員の指名及び解除は、所属長が行うものとする。
- (2) 生活相談員の指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、真に生活相談員にふさわしい者を充てるものとする。
- (3) 生活相談員の指名に当たっては、男性・女性共に必要な人数の生活相談員が確保されるよう配慮するものとする。
- (4) 所属長は、所属の生活相談員の指名又は解除をした場合は、「生活相談員指名（解除）通知書」（様式第1号）により速やかに厚生課長に通知するものとする。

7 部外相談員の確保

- (1) 厚生課長は、生活相談のうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項に関し、相談者が有料・無料を問わず安心して生活相談をすることができるようにするため、これらの知識・経験を有し、人格識見の高い部外の専門家に委嘱するなどして、部外相談員の確保に努めるものとする。
- (2) 厚生課長は、医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に精神保健の専門家を確保するよう努めるものとする。
- (3) 厚生課長は、相談者のニーズが特に高い分野に関する部外相談については、相談者が無料又は低料金で生活相談をすることができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (4) 生活相談員は、有料の部外相談員を紹介する場合には、相談者にその旨を十分説明するものとする。

8 生活相談の場所

生活相談を受ける場所は、相談者が周囲の目を気にすることなく生活相談をすることができるような場所を選定することとし、必要に応じ警察施設以外の場所を利用することができるものとする。

9 生活相談の申出及び対応

- (1) 生活相談は、生活相談員又は部外相談員のいずれに対しても、口頭、電話、文書等により、申し出ることができるものとする。
- (2) 相談者は、自所属の生活相談員のほか、他所属の生活相談員に対しても自由に相談することができるものとする。
- (3) (2)の相談を受けた他所属の生活相談員は、これに対応するものとする。

10 生活相談員の責務

- (1) 生活相談員は、相談に真摯に対応すること。
- (2) 生活相談員は、助言者に徹し、相談者自身が問題を自力で解決するよう働きかけるものとする。
- (3) 生活相談員は、在任中と否とを問わず、知り得た警察職員等の秘密にわたる事項を漏らしてはならない。
- (4) 生活相談員は、相談者の同意がある場合を除き、直接相談者の上司に連絡することはしないものとする。ただし、生活相談の過程で警察職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該警察職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に当該生活相談の内容を申告するよう当該警察職員を説得するものとする。
- (5) 生活相談員は、生活相談の内容が専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項であるなどのため、受理した生活相談に対し適切に対応することができない場合には、相談者の同意を得た上で、生活相談室の相談員、部外相談員等に適切に取り次ぐよう努めるものとする。
- (6) 生活相談員は、相談内容に、刑罰法令に違反する行為に関すること、相談者の生命身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずるものとする。

11 厚生課長の責務

- (1) 厚生課長は、全ての警察職員が生活相談制度の趣旨を正しく理解することによって生活相談制度が効果的に活用されるよう周知徹底を図るとともに、生活相談制度の運用状況を定期的に把握し、その適正かつ効果的な運用を図らなければならない。
- (2) 厚生課長は、生活相談員の資質の向上及び円滑な運用を図るため、適時、研修を実施するものとする。

12 所属長の責務

- (1) 所属長は、生活相談の重要性を認識し、生活相談制度の趣旨、生活相談員の連絡先、生活相談の利用方法等を所属の警察職員に周知するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- (2) 所属長は、生活相談業務の効果的な推進を図るため、生活相談員に指名されている者の勤務体制について配慮するものとする。

13 記録

- (1) 生活相談員は、生活相談を実施した場合は、「生活相談受理簿」（様式第2号）に必要な事項を記録しておくものとする。ただし、記録に際しては、相談者の氏名、相談内容の詳細等相談者が特定される事項については記録しないものとする。
- (2) 生活相談受理簿の保存期間は、1年とする。

14 不利益な取扱いの禁止

相談者が生活相談を申し出たことを理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないものとする。

15 秘密の保持

生活相談制度の運用にあたっては、相談者の秘密の保持については万全を期すものとする。

16 その他

この要綱に定めるもののほか、生活相談制度の運用に当たり必要な事項は、厚生課長が定める。

様式第1号（6の(4)関係）

第 号
年 月 日

保存	1年
廃棄	

厚生課長 殿

所属長 名

生活相談員指名（解除）通知書

岩手県警察職員生活相談実施要綱6の(1)の規定に基づき、次の者を生活相談員として指名（解除）したので通知します。

職 名 (階 級)	氏 名	性別	指名（解除）年月日	備 考
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

生活相談受理簿

受理 番号	実施 年月日	申出別	職員 家族 の別	年代	相談内容	処理結果
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋
		口頭・電話・文書 その他()	職員 ・ 家族	歳代		解決・継続・打切 専門の担当を斡旋

備考1 相談内容は、職場の人間関係、家族関係、健康、育児・教育、介護、異性、住宅、金銭等と簡記すること。

2 相談者を特定する事項については、記載しないこと。